

医 政 第 768 号  
令 和 2 年 9 月 15 日

岩手県医療審議会  
会長 小原 紀彰 様

岩手県知事 達増拓也



岩手県保健医療計画（2018-2023）の中間見直しについて（諮問）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 6 の規定に基づき、現行（第 7 次）の医療計画からは、介護保険事業（支援）計画等との整合性を確保するために 3 年ごとの中間見直しが義務付けられたところです。

ついては、医療計画の中間見直しの実施に当たり、その基本的方向等について、同法第 30 条の 4 第 17 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。